

1 市内のゴミの管理について

ただいまの<sup>たかしま</sup>高島<sup>いつせい</sup>一誠議員のご質問にお答え申し上げます。

市内のゴミの管理についてであります。本市では、平成25年10月に「沼田市くらしの環境美化条例」を制定し、市民や本市を訪れる観光客に対しても、公共の場所において自ら生じさせたごみを持ち帰り、又は適正に処理し、くらしの環境美化に努めることとされました。市では条例の施行に合わせてキャンペーン活動を行い、現在も広報誌や市ホームページで情報発信しているほか、各種イベントでも積極的に周知活動を行っています。また、本市が管理する施設では、基本にごみ箱を設置しておらず、ごみの持ち帰りを推進することによって、自分達の身の回りの環境美化と、風光明媚な本市の自然環境の保全を図ろうとしているところであります。

一方で、ごみのポイ捨ては依然として見受けられ、こうした行為はごみの不法投棄などにも繋がる問題と認識していることから、ポイ捨て

て防止看板や不法投棄防止看板を作製し、必要に応じて区長さん等に設置していただいているほか、市民の皆さんで組織されている「沼田市環境保健協議会」と連携した「市内一斉清掃」を春と秋の年2回実施しており、毎年多くの市民の皆さんにご参加いただきながら市内の道路や河川などの環境美化に取り組んでおります。また、町内会や育成会などのボランティア活動としてごみ拾いなどの環境美化活動にご協力いただいているところであります。

今後も、郷土愛溢れる市民の皆さんと共に、本市で暮らす人や本市を訪れる人、そして本市の自然にやさしいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げます、<sup>たかしま</sup>高島 <sup>いつせい</sup>一誠議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。